

四国中央市
省エネルギー設備等導入事業費
補助金交付要領



令和7年5月

四国中央市 産業支援課

1 事業の目的

政府は、地球温暖化対策計画の策定を令和3年10月に閣議決定し、2050年カーボンニュートラル実現のための中期目標として、2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減する目標を設定しました。愛媛県においても、2050年カーボンニュートラルを実現するための計画が策定され、実施している状況です。

現在、四国中央市における温室効果ガスの部門別排出量は、産業部門（製造業）で9割を占めております。事業者の努力により排出量は減少しておりますが、2050年カーボンニュートラル社会の実現の目標に向けては、市民、事業者、行政の各主体がさらに連携・協力して脱炭素化を推進していく必要があります。

このことを踏まえ、本市では事業活動における脱炭素化を促進するため、省エネルギー設備等を導入する市内の中小企業に対し、経費の一部を補助することとします。

2 交付対象者

次の全てに該当する者が対象となります。

- (1) 市内に本店（商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項第1号に規定する本店をいう。）を置く**中小企業者**（※¹）で、主たる業種が日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類E－製造業に該当する者

※1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（※²）、または個人で事業を営む者（以下「個人事業主」とする。）にあっては、市内に住所を有する者が市内で営む中小企業者

※2. 製造業における中小企業者の範囲は、下記のいずれかに該当する者

- ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
 - ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- （中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項）

- (2) 省エネルギー診断等（※）を受診した者

※対象となる省エネルギー診断は、以下のとおり

- ① 資源エネルギー庁の地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業で採択された省エネお助け隊が実施する省エネ診断等（設備単位の診断を除く）
- ② 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断

- (3) 申請日時点において四国中央市SDGs推進事業実施要綱（令和4年四国中央市告示第28号）第6条第1項に規定する推進パートナーに登録（※）されている者

※SDGs推進パートナー登録について：

【担当課】 四国中央市 政策部 政策推進課 みらい創造室

【連絡先】 TEL 0896-28-6005 Mail seisaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

【ホームページ】 <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/3/25580.html>

- (4) 市税等の滞納（猶予を除く。）がない者

- (5) 四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年四国中央市条例第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等
又はこれらと密接な関係を有する者でないもの

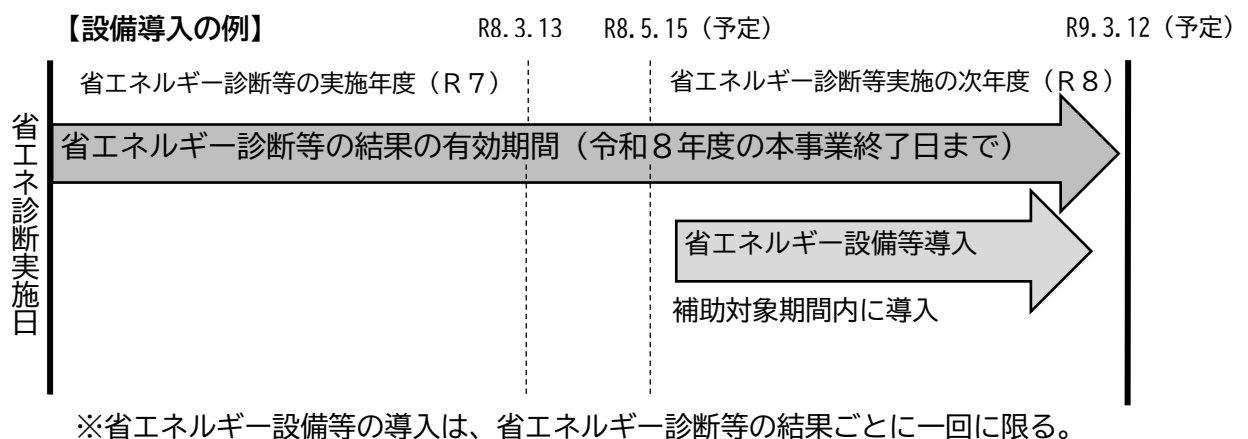
3 補助対象設備・経費等

【補助対象設備】

交付対象者が自らの事業の用に供するために導入する省エネルギー設備等^(※)で、以下の条件の全てに該当するものが対象となります。

- (1) 市内に存する事業所（生産設備を有する建物に限る。）に備え付けるものであること
- (2) 省エネルギー診断等における改善提案の内容に沿ったもの
- (3) 省エネルギー診断等を受診した年度の翌年度の本事業終了日まで導入するもの
- (4) 温室効果ガスの排出量の削減が見込まれるものであること
- (5) 導入する省エネルギー設備等がリース契約によるものでないもの
- (6) 導入する省エネルギー設備等が未使用品であるもの

※ 導入する省エネルギー設備等は、省エネルギー診断等における改善の提案に基づくもので、原則として温室効果ガス排出量の削減が多く見込まれる順に導入してください。



【補助対象経費】

- 省エネルギー設備等の導入にかかる経費のうち、委託料、工事請負費、備品購入費

※ 国、県又は公的団体から助成等を受けているときは、当該補助対象経費から当該助成等の額を控除した額とします。

※ 消費税及び地方消費税相当額を除きます。

※ 次の場合は対象外とします。

- ・ 本事業の用に供した経費であることが、証拠書類等から特定できない場合
- ・ 事前協議の前に経費の支払いが完了しているもの。
- ・ 補助対象期間内に引き落しの確認ができない支払い方法によるもの。

※ 補助対象事業の実施が個別に確認できない場合は補助対象と認められない場合があります。

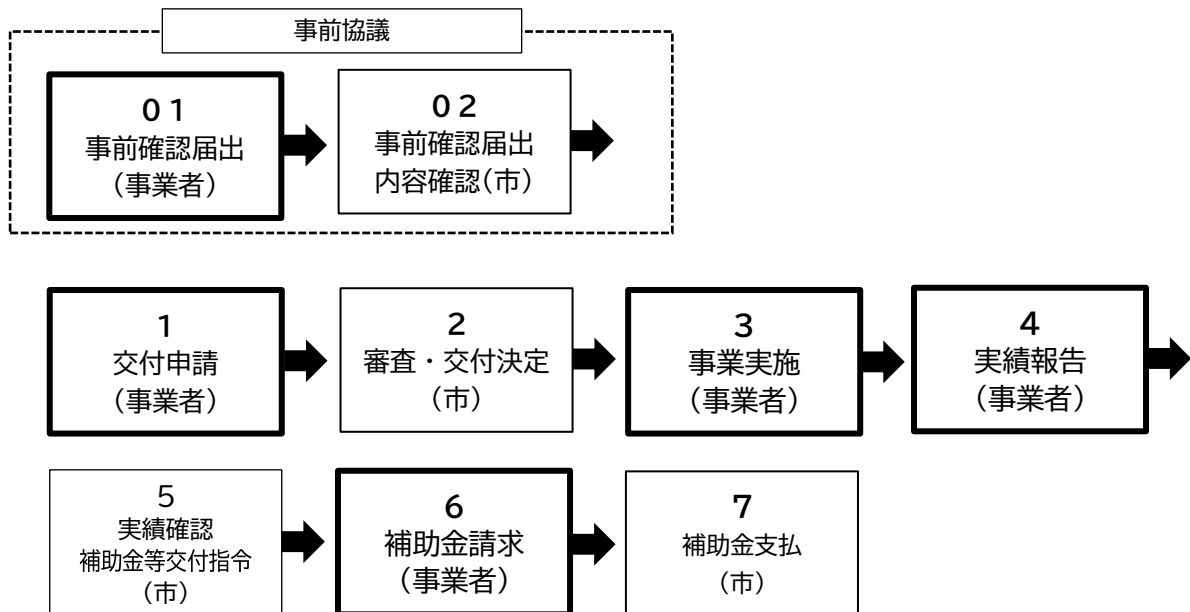
【補助率】

3分の2以内

※補助金額の算出において1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額が補助額となります。

【補助限度額】

100万円

4 申請手続

※太枠の箇所が事業者の行う手続きとなります。

01 事前確認届出

【事前協議】 以下の書類をご用意の上、窓口までお越しください。

- ① 事前確認届出書
- ② 省エネルギー診断の報告書の写し
- ③ 見積書の写し（省エネ診断の結果を基に提出されたもの）

02 内容確認

届出書類の審査等により、市から事業者の結果を連絡します。

※事前協議において予算額に達した時点で受付を締め切ります。

※協議における診断内容について、診断事業者に確認する場合があります。

1 交付申請

【受付開始】 令和7年5月15日（木）から

※申請額が予算額に達した時点で受付を締め切ります。

※申請は1事業者1年度1回に限ります。

【提出書類】 以下の書類を揃えて提出してください。

(提出前にチェックリストで提出漏れがないか確認をしてください。)

- ① 補助金等交付申請書 (様式第1号)
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 本店の住所及び営業の実態が確認できる書類

【法人の場合】

- (1) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(商業・法人登記)

※法務局で交付請求をしてください。(有料)

【個人事業主の場合】

- (1) 令和6年分「所得税確定申告 第一表・第二表」の写し

※税務署に提出した確定申告の内容が分かるもの

- (2) 住民票(本籍、続柄の記載がない世帯一部の住民票)

※住民票に代えて、マイナンバーカード(表面)の写しを提出することができます。

- ⑤ 市税等の未納がないことを確認できる書類

- (1) 市税等の未納がない証明

※市役所市民窓口センター及び各窓口センターにて取得してください。1通当たり300円

必要です。なお、法人の場合、代表者以外の従業員等が窓口に来る時は委任状が必要で

すが、法人印または代表者印を持参の場合、委任状は不要です。

- ⑥ 四国中央市SDGs推進パートナー登録通知書(様式第3号)の写し

- ⑦ 誓約書

- ⑧ チェックリスト

※その他必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

2 審査・交付決定

申請書類の審査等により補助金を交付すべきと認めた場合は、市から事業者へ補助金等交付決定通知書を郵送し、補助金の交付決定を行います。なお、提出いただいた申請書類に不足等がある場合は、書類の修正や追加提出をお願いする場合があります。

3 事業実施

交付決定後、事前協議で行った計画に基づき事業を実施してください。

なお、やむを得ない事情により事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに以下の書類を提出してください。

【交付決定額や事業内容に変更が生じる場合】

- ① 補助金等変更交付申請書 (様式第3号)
- ② 収支予算書(変更後)
- ③ 事業計画書(変更後)

【事業を中止する場合】

- ① 補助事業等中止(廃止)承認申請書 (様式第4号)

4 実績報告

【提出期限】「事業完了後 30 日以内」又は「令和 8 年 3 月 13 日（金）」のいずれか早い日※

※交付申請時に予定していた補助事業期間を超える場合は補助金等変更交付申請が必要となります。

※年度をまたいでの実績報告はできないため、提出期限を厳守してください。

【提出書類】事業完了後は、以下の書類を揃えて速やかに提出してください。

- ① 補助事業等実績報告書
- ② 事業実績調書
- ③ 収支決算書
- ④ 契約書並びに工事図面等の写し（工事の概要がわかるもの）
- ⑤ 補助対象事業に係る領収書等の写し（宛名が申請者と同一のものに限る）
- ⑥ 写真（着工前後、導入する設備及び機器の設置に係る個所のもの）

※その他必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

5 実績確認

実績報告書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか等の確認をし、交付すべき補助金額を確定のうえ、補助金等交付指令書により市から事業者へ通知します。なお、提出いただいた書類に不足等がある場合は、書類の修正や追加提出をお願いする場合があります。

6 補助金請求

補助金等交付指令書の送達後、速やかに補助金等交付請求書 **様式第 9 号** を提出してください。

7 補助金支払

事業者から提出のあった補助金等交付請求書により支払手続きを行います。およそ 2～3 週間後に指定口座へ補助金を振込みます。

5 その他

【申請・請求に当たっての注意事項】

- ・各種提出書類には、申請者の押印は不要です。
- ・消せるボールペン、修正液等の使用はできません。

【提出方法】

- ・産業支援課窓口（本庁舎 3 階 12 番窓口）までご持参ください。（郵送不可）

【広報等へのご協力】

- ・省エネルギー設備等導入の取り組みについて、市が発出する広報等の媒体で紹介させていただくことがあります。

【提出先・お問合せ先】

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市 経済部 産業支援課

TEL : 0896-28-6186 FAX : 0896-28-6242

E-mail : sangyoushien@city.shikokuchuo.ehime.jp